

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	奥野 淳一
登録番号又は法人番号	09261406
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	ケイアイディ行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市西区立売堀 4 丁目 7 番 24 号 五葉阿波座ビル 402 号室
処分年月日	令和 3 年 11 月 16 日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第 10 条、行政書士法施行規則第 7 条に違反した。</p> <p>（被処分者は、依頼者から産業廃棄物収集運搬申請業務及び経営事項審査業務を受託し、報酬着手金等としてそれぞれ金 424,300 円、金 61,100 円を受領したにも関わらず業務を行わず、依頼者からの業務進捗状況に関する問い合わせにつき虚偽の報告を行ったうえに、依頼者との連絡を絶った。</p> <p>被処分者は、依頼者から経営事項審査等の業務を受託し、報酬等として金 180,200 円を受領したにも関わらず業務を行わず、依頼者からの業務進捗状況に関する問い合わせにつき虚偽の報告を行ったうえに、依頼者との連絡を絶った。</p> <p>被処分者は、依頼者から産業廃棄物収集・運搬変更許可申請等の業務を受託し、報酬等として金 179,500 円を受領したにも関わらず業務を行わず、依頼者からの業務進捗状況に関する問い合わせにつき虚偽の報告を行ったうえに、依頼者との連絡を絶った。</p> <p>業務を受託して報酬等を受領しながら業務不履行を繰り返す被処分者の行為は、行政書士法第 10 条及び行政書士法施行規則第 7 条に違反する。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第 10 条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法施行規則 第 7 条（業務取扱の順序及び迅速処理） 行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、すみやかにその業務を処理しなければならない。</p>